

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日が
休日)

目 次

◇ 告 示

土地改良区の役員の就任

土地改良区の役員の就退任

土地改良区の役員の変更(二件)

土地改良区の定款の変更の認可(二件)

土地改良事業の工事の完了

漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意につ
いての適否の決定(二件)

◇ 選管告示

鳥取県選挙管理委員会の招集

不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一
部改正

◇ 公 告

屋外広告物講習会の実施

◇ 正 誤

昭和五十八年二月鳥取県告示第百五十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり飯盛山土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

就任した役員の氏名及び住所

監 事 小 谷 拓 八頭郡佐治村大字津無四三三

昭和五十八年一月二十四日就任 任期昭和五十九年六月二十六日まで

鳥取県告示第七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理 事 福 光 虎之助 東伯郡大栄町大字島七四六

“ 浜 坂 進 “ 大字妻波一二〇三

河本 幹	田 勝	中 憲	吉 明	吉 嗣	渡 茂	佐 敏	桑 昭	田 千	高 英	南 喜	前 義	生 敏	田 文	福 美	津 隆	遠 国	加 収	坂 勇	西 万	齊 俊	横 博	福 理	杉 正	德 茂	
大字龜谷二四二	大字妻波一二八〇	一二三七	一二六九	由良宿一五七一	一七八二	一三四	東伯町大字下伊勢五五八	大字槻下六八〇	大栄町大字六尾三三六	四一八	大字瀬戸三七九一	大字西穂波一一七	大字島七〇八	大字龜谷三八二一	九四九一五	大字妻波一三九八	一七九〇一三	一五五七七八	大字下種五一〇	大字上種二〇六	大字下種四五二一一	大字西高尾四八三一二	大字岩坪一七		

森本 健太郎	塚本 富秋	北 輝秋	山 壽雄	河 実	山 正儀	宮 脇 愛之介	昭和三十八年二月十三日退任	就任した役員の氏名及び住所	理事 福 光 虎之助	濱 坂 進	河 本 幹	桑 本 昭人	伊 藤 勝美	福 嶋 崇	池 口 満明	田 勝	吉 明	田 千蔵	高 英公	梅 純之助	塚 本 富秋	北 輝秋	山 脇 壽雄
大字大谷二二八三一	一四九九一二	七九九一三	一三八二	八一〇一一	大字妻波一二六四	大字瀬戸四一四			東伯郡大栄町大字島七四六	大字妻波一二〇三	大字龜谷二四二	大字由良宿一三四	一八六三	一五三四	大字妻波一八七八一七	一七八〇	一二六九	東伯町大字下伊勢五五八	大字槻下六八〇	大栄町大字大谷一三九一	一四九九一二	七九九一三	一三八二

河本 実	八一〇一
飯田 伸行	大字島七四七
生原 敏夫	大字瀬戸三七九一
南場 喜一郎	大字六尾三三六
前田 義人	四一八
福光 良昌	大字西穂波一二一
徳田 歳勝	大字大谷一八一八一
加藤 収	大字妻波一三九八
小谷 善泛	一五五七―七
津川 隆	大字亀谷三八二一
遠藤 国雄	九四九―五
手嶋 武人	大字下種四八〇
福田 理	四二二―一
横山 博	大字上種二〇六
徳山 一雄	大字岩坪八九一
杉谷 正幸	大字西高尾四八三一二
監事 宮脇 愛之介	大字瀬戸四一四
三谷 富明	大字妻波一、八八二―三
山根 豊三郎	大字亀谷七八九

昭和五十八年二月十四日就任 任期四年

鳥取県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり飯盛山土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の名及び住所

監事 前田 宏 八頭郡佐治村大字津無六〇八一

昭和五十七年十二月二十日退任

鳥取県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北谷土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の名及び住所

理事 松田 延喜 倉吉市長谷一〇〇

昭和五十八年二月七日退任

鳥取県告示第百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、佐野川土地改良区の定款の変更を昭和五十八年三月一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、中浜地区土地改良区の定款の変更を昭和五十八年三月一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届 出 者
舎人地区は場整備事業 瀬地区は場整備事業	昭和五十三年三月三十一日 昭和五十四年六月十五日	舎人土地改良区 鳥 取 市

鳥取県告示第百八十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

加入区	漁 業 の 区 分
赤碕加入区 田後加入区 網代加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業

鳥取県告示第百八十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

加入区	漁業の区分
赤碕加入区	しいらつけ漁業及び中型まき網漁業
賀露加入区	沖合底びき網漁業

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和五十八年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年三月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一日時 昭和五十八年三月二日午後二時

- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙について

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十八年三月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

「医療法人寿生会幡病院 鳥取市雲山」及び「米子鉄道病院 米子市未広町」を削る。

鳥 取 県 公 報

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年7月鳥取県条例第31号）第10条の4第1項の規定により、昭和57年度屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

昭和58年3月1日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	講 習 の 課 程	場 所
昭和58年3月 24日（木）午 前9時から	(1) 広告物に関する法令 (2) 広告物の表示の方法に関する事項	東伯郡東郷町大字藤津 650 東郷湖羽台臨海公園
昭和58年3月 25日（金）午 前10時から	(1) 広告物の施工に関する事項(イ) (2) 広告物の施工に関する事項(ロ)	あやめ池スポーツセン ター研修室

2 受講手続

- (1) 受講申込書
受講申込書は、鳥取県土木部都市計画課及び各土木出張所に置いてある所定の用紙を用いること。
- (2) 受講申込書の受付期間
受講申込書は、昭和58年3月1日から同月15日まで受け付けるものとする。
- (3) 受講手数料及び納付方法

ア 受講手数料 2,000円

イ 納付方法

アの金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙ちよう付欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

(4) 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年10月鳥取県規則第50号）第12条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、その資格を証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

(5) 受講申込書の提出先

受講申込書は、鳥取県土木部都市計画課に提出すること。

3 詳細については、下記に問い合わせること。

- | | | |
|-------------|-------------------|----------------|
| 鳥取県土木部都市計画課 | 鳥取市東町一丁目220 | 電話0857-26-7363 |
| 鳥取県鳥取土木出張所 | 鳥取市東町一丁目271 | 電話0857-26-7653 |
| 鳥取県郡家土木出張所 | 八頭郡郡家町大字郡家字寺土居100 | 電話08587-2-0261 |
| 鳥取県倉吉土木出張所 | 倉吉市蔵城279 | 電話08582-2-8141 |
| 鳥取県米子土木出張所 | 米子市糺町一丁目160 | 電話0859-34-6211 |
| 鳥取県根雨土木出張所 | 日野郡日野町根雨字畦高140-1 | 電話08597-2-0321 |

正

誤

昭和五十八年二月鳥取県告示第百五十二号（土地区画整理事業の認可
ついて）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
二 上 一 字上土屋 字上土居